EUにおける企業役員への性別クオータ制指令(案)



合和4年6月9日

- ○EUは2022年6月7日に企業役員への性別クオータ制指令案に合意した。指令案が欧州理事会等での審議を経て、正式に承認された場合、加盟国は<u>発効後2年以内に、それぞれの国内法へ反映</u>することが必要となる。
- * <u>EU指令とは</u>: EUの基本条約を踏まえて制定される法令で、加盟国の政府に対して直接的な法的拘束力を及ぼす。指令が採択されると、各加盟国は、期限内 に政策目標を達成するために国内立法等の措置を取ることが求められるが、どのような措置を取るかは各加盟国に委ねられる。企業や個人には直接適用されない。

○指令案の主な内容

加盟国は以下のような措置を確保するための立法措置等をとることが求められる。

- ・EU域内の従業員数が<u>250人以上の上場企業</u>が、<u>2026年6月30日までに以下のいずれか</u> <u>を達成</u>することを目指す。
 - ①社外取締役等の業務執行に携わらない取締役における男女の比率をそれぞれ40%以上
 - ②全取締役における男女の比率をそれぞれを33%以上
- ・企業が性別に関係なく、客観的で透明性のある取締役選任手続をとる。
- ・企業は目標達成に向けた取組を所管官庁に報告するとともに、公表する。<u>目標を達成していない企業は、達成できなかった理由、達成に向けた措置もあわせて報告、公表</u>する。
- ・目標未達の企業は、取締役の選任において、同等の資格を持ち、性別が異なる候補者がいる場合、少数の性別を優先する。
- ・選任及び報告の義務を遵守しない場合、罰則の対象となる。